

海外旅行保険（リスク細分型特定手続用海外旅行保険）を
ご契約いただくお客様へ

重要事項のご説明

重要事項等説明書

この書面では、海外旅行保険（リスク細分型特定手続用海外旅行保険）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、承諾の上お申し込みくださいますようお願いいたします。保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「普通保険約款および特約」に記載しています。当社ホームページまたはマイページからもご確認いただけます。<https://www.jihoken.co.jp>

用語のご説明

「普通保険約款および特約」にも「用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。
保険期間、医師、告知事項 など

約款	<u>普通保険約款</u>	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	<u>特約</u>	補償内容や普通保険約款に定められた事項を補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象者等	<u>保険契約者</u>	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
	<u>被保険者</u>	保険契約により補償の対象となる方をいいます。
保険金	<u>保険金</u>	普通保険約款およびセットされた特約により補償されるケガや病気、損害等が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	<u>保険金額</u>	保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
保険料	<u>保険料</u>	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
その他	<u>危険</u>	ケガや病気、損害等の発生の可能性をいいます。
	<u>海外旅行中</u>	保険期間中であつ <u>旅行行程</u> 中をいいます。
	<u>ケガ</u>	急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
	<u>治療</u>	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
	<u>病気</u>	傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を除きます。
	<u>旅行行程</u>	保険契約証等記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。
	<u>他の保険契約等</u>	海外旅行保険（リスク細分型特定手続用海外旅行保険含む）、傷害総合保険、交通事故傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいい、積立保険を含みます。また、当社以外の契約を含みます。

(1) 商品の仕組み 契約概要

この「重要事項のご説明」ではリスク細分型特定手続用海外旅行保険（以下「海外旅行保険」といいます。）について説明しています。海外旅行保険は、被保険者が海外旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被った場合、病気を発病した場合、その他費用を負担することによって損害を被った場合などを補償する保険です。主な特約は、以下のとおりです。なお、保険契約者や被保険者が「※ご契約できない主な場合」に該当する場合、ご契約できません。

基本となる補償は次のとおりです。ご契約内容によりセットされる補償が異なりますのでご注意ください。

	基本となる補償	任意でセットできるオプション特約
ケガや病気の補償	傷害死亡保険金支払特約 傷害後遺障害保険金支払特約 疾病死亡保険金支払特約 治療・救援総合費用補償特約 緊急歯科治療費用補償特約	歯科治療費用補償特約
その他の補償	個人賠償責任補償特約 旅行中の事故による緊急費用補償特約 携行品損害補償特約 携行品損害補償特約（スマートフォン補償対象外型） 日本語ガイド等費用補償特約 弁護士費用等補償特約 生活用財産損害補償特約（長期契約用） 航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約（実損払型） 航空機遅延費用等補償特約（実損払型） テロ等対応保険金支払特約 一時帰国中補償特約（注）	旅行キャンセル費用補償特約（支払事由拡大型） クルーズ旅行取消費用補償特約（支払事由拡大型） 旅行中断費用補償特約 ペット預入延長保険金支払特約 緊急一時帰国費用補償特約

（注）保険期間が3か月以上の場合に、自動でセットされる特約です。

※ご契約できない主な場合

保険契約者	被保険者
- 日本国内に居住していない方 - 日本国外からインターネットオンライン契約サービスにアクセスしている方 - 郵送物等を受け取るための住所が日本国内に存在しない方等 - 保険始期日（旅行開始日）時点で18歳未満の方	- 既に海外旅行のために自宅を出発している方^{（注）} （注）スマートフォン等を利用し、出発日当日に自宅を出発してから日本国を出国するための航空機等に搭乗するまでの間にご契約手続きが完了した場合を除きます。 - 既に海外に滞在している方 - 過去3年間に他の保険契約等の保険金（保険期間が31日以内の場合は携行品損害保険金）を3回以上請求または受領した方 - 当社が保険期間の延長をお断りした方 - 帰国の予定のない方 - 永住を目的に海外に居住する方（旅行先の永住権をお持ちの方等） - 海外の現地企業に就職する方 - 治療を目的とした旅行をする方 - 旅行目的が「観光・その他」、「商用」で、保険期間が32日以上となることあらかじめ分かっている方 - 現在、以下の病気で医師の診断、治療、診察または投薬を受けている方（旅行目的が「留学」、「ワーキングホリデー」、「ロングステイ・滞在」のご契約の場合）（申込手続きによっては、お引受けできる場合があります。）

	がん（悪性新生物）、心血管疾患、脳血管疾患、高血圧、糖尿病、肝疾患、腎疾患、指定難病（難病の患者に対する医療等に関する法律に定める難病）、統合失調症、てんかん ・保険始期日（旅行開始日）時点で年齢が満 70 歳以上の方（保険期間が 32 日以上の場合）（申込手続きによっては、お引受けできる場合があります。） ・海外旅行中に下表の危険な職業・職務や運動等を行う方
--	--

危険な職業・職務	オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、格闘家（プロボクサー、プロレスラー、力士等）、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、その他これらに準ずる危険な職業・職務または危険を有する者
危険な運動等	・スカイダイビング、ピッケル、アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下のボルダリングを除きます。）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機操縦、ハンググライダー搭乗、その他これらに準ずる危険な運動 ・自動車、オートバイ、モーターボート、ゴーカート、スノーモービル等による競技、競争、興行、試運転

（２）補償の内容等

① 特約 契約概要 注意喚起情報

セットされている特約は、「契約内容確認画面」等の 保険金額 欄でご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は、「リスク細分型特定手続用海外旅行保険の概要」をご参照ください。特約の詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約をご参照ください。

② 特約の補償重複 注意喚起情報

他の保険契約等が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは、保険金が支払われない場合があります^{（注 1）}。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえでご契約ください。^{（注 2）}

（注 1）治療・救済費用保険金、賠償保険金等の実際に要した費用を補償する特約では、他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額を限度に、損害額からその合計金額を差し引いた残額を保険金としてお支払いします。なお、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、疾病死亡保険金等の定額の保険金をお支払いする特約は、他の保険契約等の有無にかかわらず保険金額に応じた保険金をお支払いします。

（注 2）1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときなどは、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

③ プランの選択（保険金額の設定） 契約概要 注意喚起情報

保険金額の設定にあたっては、次の a. ～ e. にご注意ください。

- a. お客様が実際に契約する保険金額については、「契約内容確認画面」等の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。
- b. 保険金額には、引受けの限度額があります。保険金額が被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように選択してください。なお、死亡保険金額は、次のいずれかに該当する場合、当社が別で定める場合を除き、他の保険契約等と合計して、1,000 万円が上限となります。
 - ・被保険者が保険始期日（旅行開始日）時点で満 15 歳未満の場合
 - ・保険契約者と被保険者が異なる場合
- c. 以下の場合等に、保険金額や補償項目を制限させていただく場合があります。
 - ・保険始期日（旅行開始日）時点で被保険者の年齢が 60 歳以上の場合
 - ・現在、ケガや病気で医師の治療・診察・投薬を受けている場合
 - ・他の保険契約等がある場合
 - ・当社代理店でご旅行の手配を同時に行わない場合や、過去の取引実績がない場合
 - ・死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合
- d. スカイダイビングにおける傷害死亡保険金および後遺障害保険金は、50%削減してお支払いします。またはお支払いできないことがあります。
- e. 保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

④ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- a. 保険期間：海外旅行のために住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせてください。（出発日当日に住居を出発してから日本国を出国するための航空機等に搭乗するまでの間にご契約の場合は、

ご契約手続きが完了した時に保険責任が開始します。また、一時帰国中補償特約が適用される場合を除き、保険期間内であっても住居に帰着された時点で保険は終了します。）

- ・旅行開始後のお申込み^(注)や「旅行期間」のうち一部分のみのご契約はできません。

(注) スマートフォン等を利用し、出発日当日に自宅を出発してから日本国を出国するための航空機等に搭乗するまでの間に、ご契約手続きが完了した場合を除きます。

- ・旅行のために必要な前泊や後泊は、保険期間に含めてご契約ください。

b. 補償の開始：保険始期日（旅行開始日）の午前0時以降で、旅行の目的をもって住居を出発してから開始します。

- ・旅行キャンセル費用補償特約（支払事由拡大型）、クルーズ旅行取消費用補償特約（支払事由拡大型）の保険責任は、保険契約日の翌日午前0時に開始します。

- ・旅行中断費用補償特約の保険責任は、出国した時に開始します。

c. 補償の終了：保険終期日（旅行終了日）の午後12時、または、住居に帰着した時のいずれか早い方で終了します。

- ・旅行キャンセル費用補償特約（支払事由拡大型）およびクルーズ旅行取消費用補償特約（支払事由拡大型）の保険責任は、出国した時または保険期間の末日の午後12時のいずれか早い時に終わります。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、保険金額・保険期間・被保険者の年齢・渡航先により決定されます。お客様が実際にご契約される保険料については、「契約内容確認画面」等でご確認ください。

② 割引

契約概要

割引の種類	割引率	要件
マイページ割	3%	1. 当社のマイページをお持ちであること 2. マイページに保険期間が終了している「リスク細分型特定手続用海外旅行保険」があること 3. マイページユーザーの方が契約者となり「リスク細分型特定手続用海外旅行保険」をご契約いただくこと

③ 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料は、ご契約またはご契約内容の変更と同時に全額をお支払いください。保険料が支払われない場合、保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または当社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ・病気・損害等に対しては保険金をお支払いできません。

(4) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

2

契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務

注意喚起情報

保険契約者、被保険者には、告知義務があり、取扱代理店が告知を受領する場合、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、契約時において、**危険**に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、入力項目に★印または★印がついている項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

【告知事項】

★	①年齢（保険始期日（旅行開始日）時点） この保険は、年齢によって保険料が異なります。保険始期日（旅行開始日）時点の年齢に誤りがあった場合で、契約時に領収した保険料が正しい年齢に基づいた保険料と異なる場合は、その差額を返還または請求する場合や保険金を削減してお支払いする場合や契約を取消しすることがあります。
	②他保険（他の保険契約等に関する情報）
	③請求歴（過去3年間の他の保険契約等の保険金請求・受領に関する情報）
	④現在、以下の病気で医師の診断、治療、診察または投薬を受けていません。 がん（悪性新生物）、心血管疾患、脳血管疾患、高血圧、糖尿病、肝疾患、腎疾患、指定難病（難病の患者に対する医療等に関する法律に定める難病）、統合失調症、てんかん
★	①渡航先（旅行先・目的地）

	この保険は、渡航先（旅行先・目的地）によって保険料が異なります。保険始期日（旅行開始日）時点の渡航先に誤りがあった場合で、契約時に領収した保険料が正しい渡航先に基づいた保険料と異なる場合は、その差額を返還または請求する場合や保険金を削減してお支払する場合があります。 ②職務内容（渡航先で行う職務に関する情報）
--	---

★印の項目には通知義務があります。詳しくは、「3 契約締結後におけるご注意事項（1）通知義務等」をご覧ください。

（2）クーリング・オフ **注意喚起情報**

情報処理機器等の通信手段（インターネット等の通信ネットワークを含みます。）により申し込まれた契約となるためクーリング・オフの対象外となります。

（3）死亡保険金受取人 **注意喚起情報**

被保険者の法定相続人とします。

（4）重大事由による解除について **注意喚起情報**

次の事実があるときは、保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。

- ① 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ② 被保険者、保険金受取人が、この保険契約の保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③ 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、暴力団関係者その他反社会的勢力に該当すると認められた場合や、反社会的勢力へ関与していると認められた場合
- ④ 複数の保険契約等に参加することで保険金額の合計が著しく高額となる場合 など

（5）その他 **契約概要** **注意喚起情報**

- ① 本人確認、旅行目的の確認のために各種書類をご提示いただくことがあります。
- ② お申し出の内容によっては、お引受けできない場合やご希望の内容でお引受けできない場合があります。
- ③ 契約内容登録制度
損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払いを確保するため、契約締結ならびに事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。なお、確認内容は上記目的以外には用いません。

3 契約締結後におけるご注意事項

（1）通知義務等 **注意喚起情報**

ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

なお、ご契約後、保険契約者の住所やEメールアドレスを変更した場合には、ご通知ください。

Web画面で申込手続きをされた場合：マイページにてお手続きください。

Web画面を介さずに申込手続きをされた場合：取扱代理店にてお手続きください。

【通知事項】

- ① 海外旅行中に被保険者の職業・職務が変更となる場合
- ② 海外旅行中に職業に就いていない方が新たに職業に就いた場合や職業に就いていた方が辞めた場合
- ③ 渡航先（旅行先・目的地）が変更となる場合

（2）保険期間の延長について **注意喚起情報**

保険期間の延長については、過去に保険金のご請求がない場合等において、当社が承認する延長期間・補償内容にて引受けることがあります。延長を希望される場合は、次についてご注意ください。

- ① 海外のJiデスク等ではお手続きできません。
Web画面で申込手続きをされた場合：マイページにてお手続きください。
Web画面を介さずに申込手続きをされた場合：取扱代理店にてお手続きください。なお、保険契約者がお手続きできない場合等は、留守宅、勤務先の方等に代理手続きを依頼し、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- ② 旅行目的が「観光・その他」「商用」の場合、保険期間は延長期間を含め、最長でも通算して2か月までとなります。
- ③ 複数の方を被保険者（ご旅行者）とする旅行目的が「観光・その他」「商用」のご契約の場合で各々の被保険者の方について旅行目的の変更がある場合は原則として保険期間の延長はできません。
- ④ ご契約いただいている保険期間、ご希望の延長期間、被保険者の年齢またはご契約いただいている補償内容によっては、補償の内容を変更または削除して保険期間の延長を当社が承認する場合があります。また、ご滞在期間を確認できる書類の提出をお願いすることがあります。

- ⑤ 保険期間終了前に延長の保険料のお支払いを行なわなければ延長はできませんので日数に余裕をもってお手続きください。

(3) 解約返戻金 契約概要 注意喚起情報

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返戻金として返還します。(保険料を日割りで返戻するものではありません。)

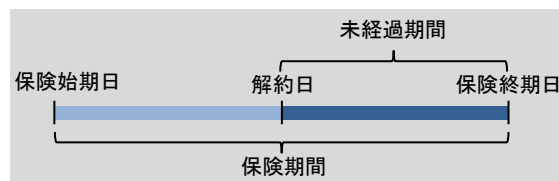
なお、オプション特約の旅行キャンセル費用補償特約(支払事由拡大型)およびクルーズ旅行取消費用補償特約(支払事由拡大型)の保険料は、保険の解約をする際に旅行取消費用が発生している場合は、保険金請求をお願いします。旅行取消料発生期間に入っているが旅行を取り消しされない場合は、これらの特約保険料は返還しません。

Web 画面で申込手続きをされた場合:

マイページにて速やかにお手続きください。

Web 画面を介さずに申込手続きをされた場合:

取扱代理店にて速やかにお手続きください。



(4) 被保険者からの解約 注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はご契約を解約しなければなりません。

(5) 万一、事故が発生した場合のご注意 契約概要 注意喚起情報

① 事故の発生

この保険の対象となる事故が発生した場合は、事故発生の日からその日を含めて 30 日以内に当社までご連絡ください。また、賠償事故が発生した場合で、被害者との間で賠償額を決定(示談)されるときには、必ず事前にご連絡ください。いずれも正当な理由がなくご通知のない場合には保険金を一部お支払いできないことがあります。

② 保険金のご請求時に必要となる書類

被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金のご請求を行う場合には、以下の書類のうち、当社が提出をお願いするものをご提出いただく必要があります。

本人確認書類	印鑑証明書、戸籍謄本、住民票、委任状、法定相続人の戸籍謄本など
事故の発生を確認できる書類	公的機関(所管の警察署等)の事故証明書、またはこれに代わるべき書類など
他の保険契約等の内容および内容を証する書類	他の保険契約等の申込書または証券の写しなど
ケガや病気に関する書類(補償をセットした場合)	死亡診断書、死体検案書、後遺障害もしくはケガまたは病気の程度や、原因、治療を開始した時期などを証明する医師の診断書、実際に支出した費用の領収書(治療費、薬剤費、交通費、通訳雇入費など)など
賠償事故に関する書類(補償をセットした場合)	事故の相手方との約束を記した示談書や念書、損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類、損害賠償金を算出するために必要な書類など
携行品事故に関する書類(補償をセットした場合)	損害の程度を証明する書類(修理不能証明書、修理見積書など)、領収書等の被害が生じた物の価額を確認できる書類など
支出した費用を確認できる書類(補償をセットした場合)	費用請求書、実際に支出した費用の領収書(救援費用、交通費、ホテル等客室料、食事代、国際電話料等通信費、渡航手続費、渡航先での旅行サービスの取消料、身の回り品購入費など)など
その他の書類	調査・照会に必要な同意書、保険金支払額承諾書など

※事故の内容または損害の額などにより、これら以外の書類もしくは確認資料の提出または弊社が行う調査へのご協力をお願いすることがあります。

※ケガ、病気、賠償事故、携行品事故以外の事故に関する保険金請求書類は、上記内容と異なる場合があります。普通保険約款・特約をご参照いただくか、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

③ 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)があります。

- ④ 代理請求人制度について(治療・救援費用保険金等、被保険者本人がご請求される保険金のご請求について)被保険者が、保険金をご請求される前に意思表示ができなくなった等、特別な事情がある場合は、代理人による保険金のご請求が可能です。

その他ご留意いただきたいこと

(1) 当社代理店の権限 **注意喚起情報**

当社代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、当社代理店にてお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。海外旅行保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

(3) 個人情報の取扱説明書 **注意喚起情報**

当社では、お客様の個人情報保護の重要性を十分に認識し、誠実に事業運営をするため、お預かりしている個人情報の取扱いに関する方針を定め、次のとおり、個人情報を適正に取扱います。

① 個人情報の取得・利用目的について

当社では、次の目的に必要な個人情報を適法で公正な手段により取得し、次の目的を達成するための業務上必要な範囲内で利用します。

- a. 損害保険契約の申込みに係る引受の審査、引受、履行および管理
- b. 適正な保険金の支払い
- c. 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- d. 損害保険商品等当社が取扱う金融商品の案内、募集および販売ならびに契約の締結、代理、媒介、取次ぎおよび管理
- e. 当社が取扱うその他の商品・サービスの案内、提供および管理
- f. 上記d、eに付帯、関連するサービスの案内、提供および管理

② 収集する情報の種類について

もっとも一般的なものは、ご本人の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、生年月日および性別です。その他に、お尋ねした情報（職業、健康状態等）があります。

③ 個人情報の第三者への提供について

当社では、次の場合を除いて、個人情報を外部に提供することはありません。

- a. ご本人が同意されている場合
- b. 法令に基づく場合
- c. 利用目的の達成に必要な範囲内において当社代理店を含む国内・海外の業務委託先等に提供する場合
- d. 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求等に必要な場合（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）
- e. 保険業界において設置する契約内容登録制度に保険契約内容を登録し、または同制度に基づく照会に対して回答する場合、その他不正または不当な保険契約の申込みおよび保険金請求を防止するために必要な場合。詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（<https://www.sonpo.or.jp/>）をご参照ください。
- f. ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合

④ 当社の個人情報の取扱いに関する詳細等

当社の個人情報の取扱いに関する詳細等につきましては以下当社ホームページをご参照いただくか、当社までお問い合わせください。＜ホームページアドレス：<https://www.jihoken.co.jp/>>

ご契約内容確認事項（意向確認事項）

補償内容や保険金額等お申込み内容が、お客様のご意向どおりとなっているかご確認のうえお申込みください。

万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望を満たした内容であること、お申込みをされる上で特に重要な事項が正しい内容になっていることを、再度ご確認・ご了承の上お申込みください。

1. この保険は、お客様のご希望に沿って、ご旅行期間中のケガや病気による死亡・後遺障害や治療等への備えとして提案させていただくものです。ご契約金額、保険料等お客様のご希望にお応えできない部分がございますら当社代理店または当社までお申し出ください。
2. 次の項目について、お客様のご希望どおりとなっていることをご確認ください。
 - (1) 補償の内容（保険金をお支払いする場合、保険金が支払われない主な場合など）、特約の内容
 - (2) 被保険者の範囲
 - (3) 保険金額（ご契約金額）
 - (4) 保険期間（保険のご契約期間、ご旅行期間に合わせてご設定ください。）
 - (5) 保険料、保険料の払込方法、契約者配当制度がないこと
3. 「契約内容確認画面」または「ご契約内容について」に記載された年齢、性別、渡航先、旅行目的、職業・職務内容、病気、他の保険契約等の有無および保険金請求歴等の記載内容について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
4. 重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容をご確認ください。
保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは、以下のご連絡先をご参照ください。

＜保険の内容に関するお問い合わせ・苦情・ご相談窓口＞ ジェイアイお客様デスク

（渡航手続きした代理店でお申込みの方）

support-kaigai@jihoken.co.jp

0120-877030（フリーダイヤル）

一部お繋ぎできないIP電話等からは

03-6634-4321をご利用ください。

（代理店以外でお申込みの方）

webmaster@tabiho.jp

申し訳ありませんが、代理店以外でお申込みの方向けには、お問合せコールセンターを設けておりませんので、お問合せは全てメールにて承っております。

メールが使用できない場合等は、

03-6634-4359をご利用ください。

【受付時間】平日9:00～17:00

（土・日・祝日・年末年始を除く）

＜万一、事故が起こった場合は＞

事故が発生した場合は遅滞なく t@biho サポートライン、ご契約の当社代理店または以下にご連絡ください。

事故受付センター

0120-753157（フリーダイヤル）

【受付時間】24時間365日

（保険会社の対応に不満がある場合等）

＜指定紛争解決機関＞

注意喚起情報

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 03-4332-5241（全国共通）

【受付時間】午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始を除く）

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

引受保険会社

取扱代理店



ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10

晴海アイランド トリトンスクエアオフィスタワーX 16階

https://www.jihoken.co.jp